(目的)

第1条 この要領は、広報ごしょがわら(以下「広報」という。)に広告を掲載することに関し、五所川原市広告掲載要綱(平成20年五所川原市告示第7号)及び五所川原市広告掲載基準(平成20年2月1日付け五管発第120号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は、市の指定した位置とする。

(広告の規格、掲載料等)

第3条 広告の規格、掲載料等は、別表のとおりとする。

(広告掲載者の募集)

第4条 広告掲載者の募集は、広報、市ホームページ等を通じ公募により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載の申込みは、広報ごしょがわら広告掲載申込書(様式第1号)に広告図案を添えて、掲載を 希望する号の発行日の前月末日(その日が市の休日に当たるときは、その休日前直近の平日)までに行うも のとする。この場合において、広告図案作製経費及び申込みに係る経費は、広告掲載者の負担とする。

(広告掲載の決定等)

- 第6条 市長は前条の申込書を受理したときは、募集期間終了後、内容を審査し広報ごしょがわら広告掲載決 定(不決定)通知書(様式第2号)により、その可否を通知する。
- 2 申込件数が募集枠数を超えた場合は、先着順とする。

(広告掲載料の納入)

第7条 広告掲載料は、掲載決定後、市長の指定する期日までに納めなければならない。

(広告掲載の取りやめ)

- 第8条 広告掲載者は、広報ごしょがわら広告掲載取りやめ申出書(様式第3号)を提出し、広報への広告掲載の取りやめを申し出ることができるものとする。
- 2 前項の規定により、広告掲載を取りやめたときには、すでに納付した広告掲載料は返納しない。

(広告掲載の取り消し)

- 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告の掲載を取り消すことができる。
- (1) 広告掲載者が広告掲載料を期日までに納入しなかったとき。
- (2) その他広報への掲載上支障があると認められるとき。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(別表)

| 種類 | 規格(縦×横) | 色数 | 広告掲載料/回 | | |
|----|------------------------------------------|--------|----------|--|--|
| 0号 | 263mm×179mm | 1色 (黒) | 150,000円 | | |
| 1号 | $101 \mathrm{mm} \times 179 \mathrm{mm}$ | 1色 (黒) | 60,000円 | | |
| 2号 | 48mm×179mm | 1色 (黒) | 30,000円 | | |
| 3号 | 48mm× 88mm | 1色 (黒) | 15,000円 | | |

*初回掲載号から1年間の間に6回以上掲載する場合、一括前納に限り、広告掲載料合計額から1割を減じることができる。

附則

この要領は、平成20年5月30日から施行する。

附則

この要領は、平成23年9月14日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年3月17日から施行する。

附則

この要領は、令和元年8月30日から施行する。

附則

この要領は、令和3年5月20日から施行する。

広報ごしょがわら広告掲載申込書

年 月 日

五所川原市長

申込者 住所(所在地) 称号(名 称) 代表者職氏名

担当者職氏名 電話番号

広報ごしょがわらに広告を掲載したいので、広告図案等を添えて下記のとおり申し込みます。

1 掲載号 年 月号

*1年間に複数回申込む場合は、初回掲載号を記入してください。

2 広告の規格

| ○印 | 広告種類 | 規格(縦×横) | 広告掲載料 | | | |
|----|------|-------------|----------|--|--|--|
| | 0号 | 263mm×179mm | 150,000円 | | | |
| | 1号 | 101mm×179mm | 60,000円 | | | |
| | 2号 | 48mm×179mm | 30,000円 | | | |
| | 3号 | 48mm× 88mm | 15,000円 | | | |

*1年間に複数回申し込む場合は、 下段「4」の広告種類の欄に広告 種類の号数を記入してください。

- 3 広告の内容
- 4 複数回の広告掲載申込み

初回掲載月から1年間に限り、この申込書で複数回申込みが出来ます。広告種類の欄に広告種類の号数を記入してください。

| 掲載号 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 広 告種類 | | | | | | | | | | | | |

5 広告掲載料の割引について

初回掲載から1年以内に6回以上の申込みには、一括前納に限り、1割の広告掲載料の割引があります。

[広告掲載料の割引申込み] □申し込む(広告掲載料は一括で前納) □申し込まない

年 月 日

様

五所川原市長

広報ごしょがわら広告掲載(不掲載)決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広報ごしょがわらへの広告掲載について、広告を掲載すること (不掲載とすること) に決定いたしましたので通知します。

記

1 掲載する広告

掲載広報 年 月号

掲載種類 号広告

掲載内容

掲載料金

納付期限 年 月 日

(不掲載の理由)

広報ごしょがわら広告掲載取りやめ申出書

年 月 日

五所川原市長

申出者 住所 (所在地) 称号 (名称) 代表者職氏名

担当者職氏名 連絡先

年 月 日付け、 発第 号で、掲載が決定している広報ごしょがわらの広告について、掲載を取りやめますので申出します。

(取りやめの理由)